

# 山梨県公報

第二千二百五十一号

平成二十四年

八月九日

木曜日

## 目次

### 告示

家畜伝染病の発生(二件)……………四五九

家畜等の移動を禁止する区域の指定(二件)……………四五九

道路の供用開始……………四六〇

道路の区域変更(二件)……………四六〇

### 公告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………四六一

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………四六一

採石業務管理者試験の実施……………四六二

特定計量器の定期検査の実施……………四六三

第三十九期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求……………四六四

換地処分の実施……………四六五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………四六五

### 教育委員会

山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員……………四六七

## 告示

### 山梨県告示第二百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日

腐蛆病	みつばち	患畜	二群	北杜市 須玉町	平成二十四年七月三十日
-----	------	----	----	------------	-------------

### 山梨県告示第二百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	九群	北杜市 須玉町	平成二十四年七月三十日

### 山梨県告示第二百九十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

#### 一 指定区域

北杜市明野町上神取(寺前、諏訪原、上和田、中川原の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾新田(陣馬、踊石、北原、白山の地域に限る。)、北杜市明野町浅尾(宮後、池ノ下、坂北、坂南、天神、俵石、竹ノ内、堤、薬師堂、洞、向、大根、馬飼場、富士塚、湯沢、平石、天王原、吉良窪、天王北、五庵林、上原、梅の木、笹原、浅尾原の地域に限る。)、北杜市須玉町穴平(宮田、飯米、中河原、下河原の地域に限る。)、北杜市須玉町大蔵(白金、上町田の地域に限る。)、北杜市須玉町東向(山東、飛津、長坂、大木田、下屋敷、西大久保、中屋敷、上屋敷、東大久保、天神、上河原、下河原の地域に限る。)、北杜市須玉町小倉(上ノ段、芝原田、下中尾、下町田、下川原、上町田、上中尾、前田、向山、百々、大方前、久根ノ内、前田道西、東又、超道、中

川原の地域に限る。)、北杜市須玉町江草(間板、小平、下河原、下平、家之前、悪畑、向原、鰻沢、念仏林、八久保、川田平、上之原、荒地原、八森、片山、花塚、久根合、梅ノ久保、宮ノ久保、唐土窪、郷反、荒田窪、狐尾、山神、村上、村西、上河原、儀生、堂平、戌倉、湯戸、駒ヶ入、大日向、片倉、孫女、内山、照榮、前山の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十四年七月三十日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百九十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。  
平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定区域

北杜市須玉町下津金(松尾の地域に限る。)、北杜市須玉町江草(高畑、流畑、天神、横引、越切、横畑、笹場、打越、大越、山諸窪、諸窪、降宿、向坂、向河原、川の音、成合、原、居平、山本、西の田、大渡、浜井場、家之上、下入口、源蔵、中之沢、途中沢、棚原、宮平、西沢原、西沢窪、庄助、土屋の地域に限る。)、北杜市須玉町比志(鳥居坂、原、狐石、塩ノ和田、反保、押堀、告場、御崎平、熊ノ堂、とや、馬込、吉栗、向田、芦澤、大畑、荊口、坂下、郷蔵地(江蔵地)、榊澤、塩川、榎山、大野山の地域に限る。)、北杜市須玉町小倉(塩川、川平、志ツ房、細見、桃木平、霧山、西サス、横築地、切畑、大平の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十四年七月三十日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の

指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十四年八月三十日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国	一四二号	葦崎市小田町小田川字下木戸一五四番の一地先から 葦崎市小田町小田川字下木戸七六番の三地先まで		二七四・〇	平成二十四年八月九日

山梨県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十四年八月三十日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大野夏狩線
- 三 道路の区域

区	間	旧	新
		の別	敷地の幅員(メートル)
都留市鹿留字新井官有無番地先から		三・五	三三〇・〇

都留市鹿留字上ノ山官有無番地先まで

新	一一・八〇 二八・四	三三〇・〇
---	---------------	-------

山梨県告示第二百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の二四地先から 南巨摩郡身延町角打字南山二四三四番の八地先まで	旧	九・五〇 七六・四	七五三・〇
南巨摩郡身延町和田字田之沢山六五五番の一地先から 南巨摩郡身延町角打字奥田ノ澤六九二番の一地先まで	新	八・一〇 七〇・八	八一五・〇
南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の四地先から 南巨摩郡身延町和田字平林五七六番の二二地先まで		一三・五〇 一三三・六	二二六・〇

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人もみの樹園
- 2 代表者の氏名 久保貞雄
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾九百八十四番地二
- 4 定款に記載された目的

この法人は、障害者等に対して就労支援及び生活活動支援に関する事業を行い、障害者の自立と社会参加を図り、障害者が就労も含めてその人らしく自立して地域で暮らし、地域社会にも貢献できる支援体制の確立と整備に寄与する事を目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年八月一日から同年九月三十日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。  
平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
アイ・デンタル・オフィス	山梨県上野原市八ツ沢五九六番地五光ハイツB	一九三三〇〇〇一九一	介護予防居宅療養管理指導（みなし） 居宅療養管理指導（みなし）	平成二十四年七月一日

カワチ薬局甲府中央店	山梨県甲府市飯田一丁目二番四号	一九四〇—三三八七	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年七月一日
医療法人社団桜栄会甲府デントタルクリニック	山梨県甲府市北口一丁目二番一四号北口プラザビル一階一〇二号室	一九三〇—三三三三	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年七月一日
早川歯科医院	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七〇六番地	一九三〇七〇〇六一〇	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年七月一日
富士山薬局	山梨県富士吉田市上吉田一〇五九番地一	一九四二—〇七六五	介護予防居宅療養管理指導(みなし)	平成二十四年七月一日

● 採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十四年八月九日

- 一 試験日時 山梨県知事 横 内 正 明  
平成二十四年十月十二日(金) 午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館六〇一会議室
- 三 受験資格 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
  - 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
  - 2 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項
- 五 受験手続
  - 1 提出書類
    - (一) 受験願書
    - (二) 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 一枚
  - 2 受験手数料 八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)
- 六 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。
- 六 受験願書受付期間 平成二十四年九月二十四日(月)から同年十月五日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効とする。
- 七 受験願書の提出先 受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。
- 八 合格者の発表 山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者に通知する。
- 九 その他

- 1 試験当日持参するもの
  - (-) 受験票
  - (-) 筆記用具
- 2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四五）に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施  
 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十四年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
 平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 、分銅及びおもり	平成二十四年九月十三日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 高根総合支所	北杜市	一般社団法人 山梨県計量協会
	平成二十四年九月十四日	同	北杜市役所 長坂総合支所	同	同
	平成二十四年九月二十日	午前十時から正午まで	北杜市役所 大泉総合支所	同	同
	平成二十四年九月二十一日	午前十時から午後三時まで	白州町農村 婦人の家	同	同
	平成二十四年九月二十四日	午前十時から午後二時まで	北杜市役所 小淵沢総合支所	同	同
	平成二十四年九月二十五日	同	北杜市社会 福祉協議会	同	同

平成二十四年九月二十七日	午前十時から正午まで	北杜市役所 明野総合支所	同	同
平成二十四年九月二十八日	午前十時から午後三時まで	北杜市役所 須玉総合支所	同	同
平成二十四年十月一日	午前十時から正午まで	甲斐市役所 双葉支所	甲斐市の うち旧双葉町	同
平成二十四年十月二日	午前十時半から午後二時まで	上野原市秋 山公民館	上野原市の のうち旧秋山村	同
平成二十四年十月四日	午前十時半から正午まで	道志村中央 公民館	道志村	同
平成二十四年十月五日	午前十時半から午後二時まで	山中湖村役 場	山中湖村	同
平成二十四年十月十日	同	西桂町Y L O会館	西桂町	同
平成二十四年十月十一日	午前十時から午後三時まで	忍草コミュニ ニティ共用 施設	忍野村	同
平成二十四年十月十二日	同	同	同	同
平成二十四年十月十五日	午前十時半から午後二時半	山道ホール	鳴沢村	同

平成二十四年 十月二十二日	同	富士河口湖 町役場勝山 出張所	富士河口 湖町	同
平成二十四年 十月二十三日	同	富士河口湖 町役場	同	同
平成二十四年 十月二十四日	同	同	同	同
平成二十四年 十月二十五日	午前十時半か ら正午まで	富士河口湖 町役場足 田出張所	同	同
平成二十四年 十月二十六日	同	富士河口湖 町役場上 九色出張所	同	同
平成二十四年 十月二十九日	午前十時から 午前十一時半 まで	市川三郷町 総合福祉セ ンター	市川三郷 町	同
同	午後一時半か ら午後三時ま で	市川三郷町 六郷町民会 館	同	同
平成二十四年 十月三十日	午前十時から 午後三時まで	市川三郷町 役場本庁舎	同	同
平成二十四年 十月三十一日	同	同	同	同
平成二十四年 十一月一日か ら平成二十五	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計	今期検査 を実施す る区域全	同

皮革面積計	平成二十四年 十一月一日か ら平成二十五 年三月二十九 日まで（山梨 県の休日を含 める条例に定 める県の休日 を除く。）	午前九時から 午後四時まで	山梨県計量 検定所（平 成二十四年 十月三十一 日まで）に 検査を受け なかつた場 合に限る。）	年三月二十九 日まで（山梨 県の休日を含 める条例（平 成元年山梨県 条例第六号） に定める県の 休日を除く。）	量器検定検 査規則（平 成五年通商 産業省令第 七十号）第 三十九条第 一項各号の いずれかに 該当する場 合に限る。）	般	同
			甲府市を 除く県下 定所				同

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 第三十九期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員候補者の推薦請求  
第三十九期山梨県労働委員会使用者委員補欠委員の任命を平成二十四年九月に行うの  
で、使用者団体は使用者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 推薦資格を有するもの及びその推薦手続

1 使用者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内にのみ組織を有するものであること。

2 1の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条及び第一百四十二条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦者数

使用者団体が推薦しようとする候補者の数は、二名程度とする。

四 推薦期間

平成二十四年八月十日から同月二十四日まで

五 推薦書の提出場所

山梨県産業労働部労働課とする。

六 任命すべき補欠委員の数

一名

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（明野地区梅之木工区）の換地処分を平成二十四年七月二十五日実施した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年七月二日

山梨県公報 第二千二百五十一号 平成二十四年八月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 今建

2 主たる営業所の所在地 南アルプス市湯沢八百三十番地

3 代表者の氏名 今津貢

三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第九一三九号

四 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年七月八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 大森建設株式会社

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小室二千五百八十七番地

3 代表者の氏名 大森菊雄

三 許可番号 山梨県知事許可（特一九）第一六二九号

四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十四年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社高橋鉄工所
- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平千二百九十二番地
- 3 代表者の氏名 高橋正人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第五五七三号
- 四 処分の内容 鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 市川工業
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町下山八千六百九十六番地一
  - 3 代表者の氏名 市川則男
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第六五六四号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社山口工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市桐原千二十六番地一
  - 3 代表者の氏名 山口勝一

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二〇)第八七二二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社山和
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市池田三丁目五番三十二号
  - 3 代表者の氏名 丸山優
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第八九六九号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年七月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社グレード山梨
  - 2 主たる営業所の所在地 山梨市北百五十五番地
  - 3 代表者の氏名 水上初雄
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二三)第九五六八号

- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十四年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十四年七月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 甲田電工
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市城東三丁目二番七号
  - 3 代表者の氏名 甲田敦雄
  - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一九）第一二六〇号
  - 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
  - 五 処分の原因となった事実 平成二十四年七月四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

### 教育委員会

● 山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員

平成二十五年山梨県立甲府工業高等学校専攻科の入学者募集定員を次のとおり定める。

平成二十四年八月九日

山梨県教育委員会

委員長 小林 久

平成二十五年山梨県立甲府工業高等学校専攻科入学者募集定員

学 校 名	学 科 名	定 員	計
甲 府 工 業	建 築 科	三〇	三〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番